

工事着手日選択型契約方式を適用する工事の拡大について

1 目的

令和元年7月1日より災害復旧工事において実施している工事着手日選択型契約方式について、受注者の円滑な施工体制の確保を図るため、事前に労働者の確保、建築資材の調達等の準備を行うことができるよう、通常の工事においても適用します。

呉市における工事着手日選択型契約方式とは？

- ・ 発注者は、案件ごとに本方式の適用を決定して入札公告へ掲載するとともに、契約見込日から起算して一定期間内の工事着手期限日を定めて特記仕様書に掲載します。
- ・ 受注者は、契約日までに工事着手期限日までの任意の日を着手日に定めて、工事請負契約を締結します。（着手日に関わらず工期の終期日は変更しません。）
- ・ この方式により、受注者は、着手日まで技術者及び現場代理人の配置は不要となりますが、対象工事の前払金の請求ができなくなるとともに、測量、資材搬入、仮設物の設置等ができません。

2 適用する工事

適用する工事を**災害復旧工事**から**工事全般**へ拡大します。

なお、本方式を適用する案件は工事ごとに決定し、入札公告の入札参加資格要件等の欄に明記します。

【改正前】

対象工事 : 呉市が発注する**災害復旧工事**



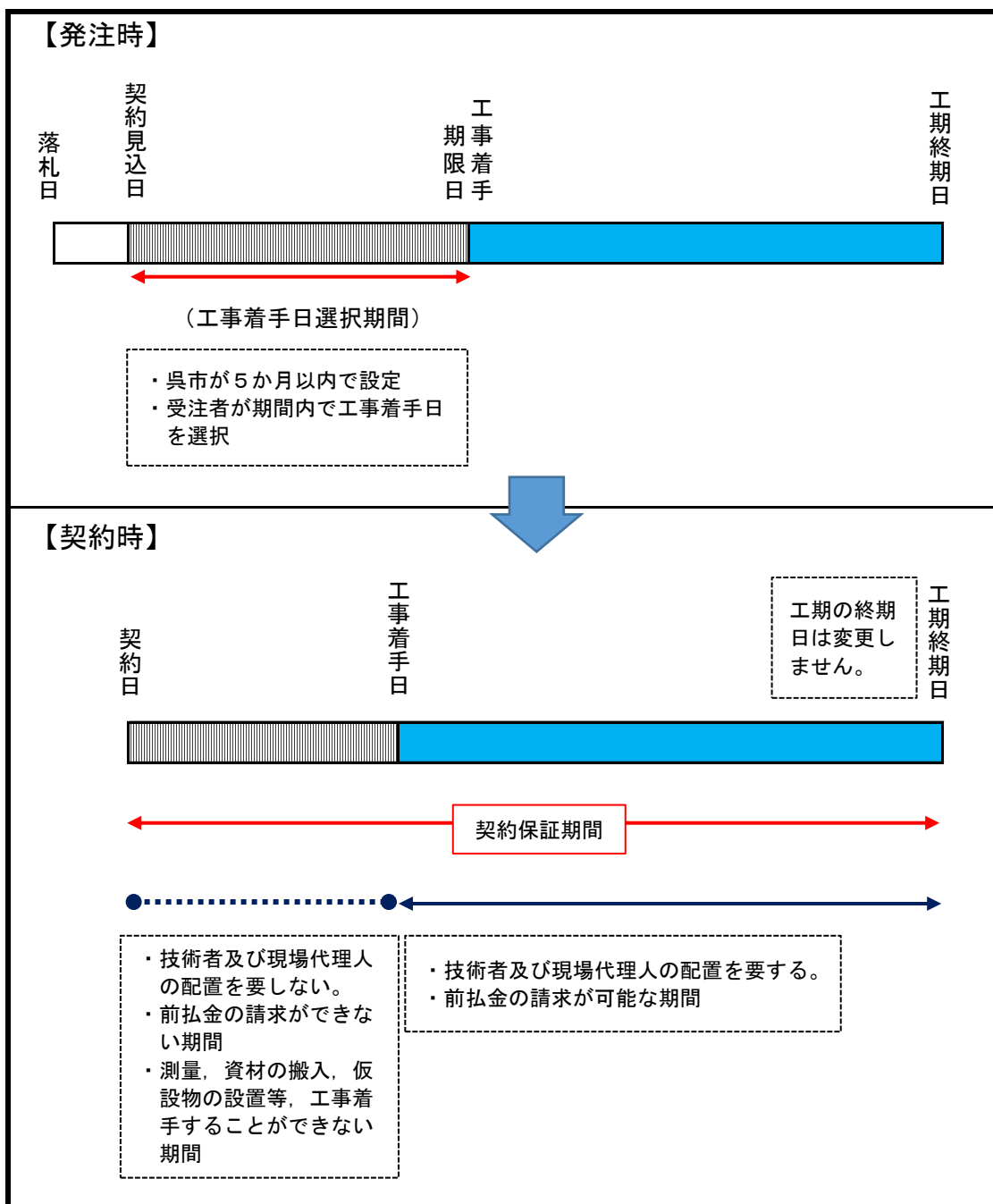
【改正後】

対象工事 : 呉市が発注する**工事**

3 適用日

令和4年1月13日以降に入札を公告または指名を通知する案件から適用します。

◆工事着手日選択型契約方式のイメージ図



【例】

入札公告

次のとおり一般競争入札（事後審査方式）を行いますので、呉市契約規則（昭和39年規則第50号）第4条の規定により公告します。なお、本件は、広島県内の地方公共団体等が共同で運営する電子入札等システム（以下「電子入札システム」という。）を利用して開札までの手続を行う電子入札案件であり、事務取扱は呉市電子入札実施要領の適用があります。

令和 年 月 日

呉市長 新原 芳明

一般競争入札（事後審査方式）

工事番号	第 号
工事名称	工事
工事場所	呉市 地内
建設工事の種類	土木一式工事
工事概要	工事延長 L = m
工事期	令和 年 月 日
予定価格(消費税抜き)	円
入札区分	電子入札・電子くじ対象案件（電子入札システムを利用。紙入札不可）
落札方式	最低制限価格制度
入札参加資格要件	<p>【工事着手日選択型契約方式適用案件】 工事着手期限日：令和4年月日 詳細は、特記仕様書をご確認ください。</p> <p>呉市一般競争入札（事後審査方式）公告共通事項を満たしていること。 令和3・4年度呉市建設工事入札参加有資格者名簿に 工事の等級が付が又は登録されていること。 市内業者（建設業許可に係る主たる営業所を呉市内に有する者）であること。 工事に係る技術者については、所属建設業者と直接的な雇用関係を有する者を配置できること。 現場を代理人については、所属建設業者と直接的な雇用関係を有する者を配置できること。 落札決定の日までに入札参加条件を満たさなくなったときは入札に参加できない。なお、入札済の場合は、当該入札は無効とする。</p>
契約保証金	契約金額の10%以上
入札及び工事費内訳書の提出	入札時に様式集（一般競争）に掲載されている所定の工事費内訳書を添付して送信すること。なお、入札金額と工事費内訳書の工事価格は同額であること。上記条件を満たしていない入札は無効とするため注意すること。
支払方法	前払い 有（40%以内） 部分払い 無 中間前払い 有（20%以内）
設計図書等の閲覧	設計図書等の入手方法を、平成29年4月より変更しました。 呉市契約課ホームページにて電子閲覧を行います。 入札時には、設計図書に記載された設計図書整理番号を、内訳書に記入してください。 【掲載場所】呉市契約課ホームページ：設計図書・参考図書の閲覧 (閲覧するには、呉市入札参加資格者名簿に登録された方に配布したパスワードが必要です。)
設計図書等の閲覧期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
質問受付等	受付期限 令和 年 月 日 午後5時まで（所定の様式によるFAX送信のみ） 回答 令和 年 月 日 午後5時までにホームページ上で回答
質問受付先	呉市契約課 TEL0823-25-3376・3377 FAX0823-32-6978
入札受付期間	令和 年 月 日 9時 ~ 令和 年 月 日 16時
開札日時	令和 年 月 日 時 分
開札場所	呉市入札室 呉市役所7階 呉市中央4丁目1番6号
資格要件確認書類等	「資格要件確認書類提出書」、「配置技術者及び配置現場代理人の氏名・資格等届出書」、「技術者及び現場代理人の雇用関係を証する書面の写し」、「経営事項審査総合評価値通知書の写し」様式集（一般競争）に掲載してあります。

工事着手日選択型契約方式は、入札参加資格要件等の欄に記載します。

【工事着手日選択型契約方式適用案件】
 工事着手期限日：令和4年月日
 詳細は、特記仕様書をご確認ください。

工事着手日選択型契約方式に関する特記仕様書

本工事は、工事着手日選択型契約方式の対象工事であり、受注者が一定の期間内で工事着手日（工期の始期日をいう。以下同じ）を選択することができる。

1 工事着手期限日の設定

本工事は、工事着手の期限となる日（以下「工事着手期限日」という。）は、令和 年 月 日とする。

2 工事着手日の設定

落札者となる者は、契約日から工事着手期限日までの期間で任意の日を工事着手日に定め、契約前に工事着手日通知書（様式1）により発注者に通知しなければならない。

3 工期の終期日の設定

受注者の工事着手日の設定に関わらず、工期の終期日は変更しない。

4 契約保証金の取り扱い

契約保証の期間は、契約日から工期の終期日までとする。

5 前払い金の取り扱い

工事着手日前に、対象工事の前払い金を請求することはできない。

6 工事着手日前の取り扱い

- (1) 契約日から工事着手日の前日までの期間における当該工事現場の管理は、本市の責任において行う。
- (2) 受注者は、契約日から工事着手日の前日までの期間は、測量、資材の搬入及び仮設物の設置等を含め、工事着手することはできない。

7 技術者及び現場代理人の取り扱い

契約日から工事着手日の前日までの期間は、監理技術者又は主任技術者等及び現場代理人（以下「技術者等」という。）を配置することを要しない。

8 経費の負担

本契約方式により生じる経費は、工事着手日の前日までの現場の管理に要するものを除き、受注者の負担とする。

9 コリンズ（CORINS）への登録

- (1) 本契約方式における工期は、契約日から終期日を登録する。
- (2) 本契約方式における技術者等の従事期間は、工事着手日から終期日を登録する。